



エステティックサロンでの契約について

—概要書面・エステティックサービス契約書の解説—

厚生省生衛第 135 号認可

全日本全身美容業協同組合



エステティックサロンでは、特定商取引法の遵守が義務付けられています。

法律で定められていること

- ①契約をする際の書面交付（概要書面・エステティックサービス契約書）
- ②誇大広告等の禁止、不実告知、威迫・困惑等の行為の禁止
- ③クーリング・オフ
- ④中途解約制度、損害賠償額の制限 他

概要書面（事前説明書）

概要書面は、エステティックサロンで施術の契約をする際に、お客様にきちんと説明をし、契約に至ったことを示す書面です。特定商取引法で定められている1ヶ月以上かつ¥50,001以上の契約をする場合は、必ず交付しなければなりません。サロンのメニュー表やパンフレットを見た上で、お客様が決めたコースの詳細をこの書面に記入し、説明します。お客様に受領日の記入、押印をしていただき、一部はサロン控、一部はお客様控とします。

〈記入の仕方〉

①ご利用希望サービス

サービス名・内容：フェイシャル（美顔・小顔・トリートメント）、ボディ（痩身・脱毛・トリートメント）など部位と内容を詳しく記入

回数：コースの全回数

単価：1回あたりの単価（※中途解約の際に、この単価を基に計算します）

施術時間：1回あたりの施術時間

総時間数：コース全部の施術時間

価格：コースの総額を記入

サービス提供期間：コースの開始日～終了日を記入

②関連商品

商品名：フェイシャル用化粧品（乳液・化粧水・美容液 等）やボディ用（オイル・クリーム 等）

種類：化粧品、サプリメント、下着 等

数量：1本（100ml）、1個（50g）等 詳細を記入

単価：1個あたりの単価

価格：合計金額

③お支払見込み額

それぞれの金額と支払総額を記入

④お支払方法・時期



支払方法や支払時期の予定を記入

割賦販売法の対象となる分割払いの場合は、中途解約やサロンとの間に生じている事由によって支払いを停止すること「抗弁権の接続」ができることを説明してください。

⑤契約の解除に関する事項

裏面に記載されているクーリング・オフや中途解約に関して詳しく説明します。

クーリング・オフ：契約締結日から8日以内であれば、書面による通知で無条件に契約の解除ができます。その場合、すでに受けたサービスや関連商品もすべてクーリング・オフの対象となりますので、全額返金しなければなりません。（ただし、開封、一部・全部使用したものについてはクーリング・オフの対象となりません。）

中途解約：クーリング・オフの期間が過ぎた後も、サービス提供期間内であれば、中途解約することができます。サロンはお客様がすでに利用したサービスの相当額に加え、解約損金（上限2万円）を加算することができます。

中途解約の際の計算方法

契約総額－（利用済サービス相当額+解約損料）

- ・利用済サービス相当額 入会金+1回あたりの施術料金×利用済回数
- ・解約損料 （契約総額－利用済サービス相当額）の10%または2万円のいずれか低い額

関連商品に関する計算方法

- ・商品が引渡し前もしくは未開封で返還される場合は商品の金額
- ・商品が開封された場合、または一部もしくは全部が消費された場合は0円



エステティックサービス契約書

エステティックサービス契約書は、エステティックサロンで施術の契約をする際、お客様にきちんと説明をし、概要書面を交付した上で、契約を締結するときに記入する書面です。特定商取引法で定められている1ヶ月以上かつ¥50,001以上の契約をする場合は、必ず交付しなければなりません。

お客様に受領日の記入、押印をしていただき、一部はサロン控、一部はお客様控とします。

〈記入の仕方〉

契約日・契約期限を必ず記入してください。(クーリング・オフの起算日となります)

ご契約者：ご契約者の内容を記入します。必ず押印をしていただきます。

・ご契約内容

施術内容：フェイシャル(美顔・小顔・トリートメント)、ボディ(痩身・トリートメント)など部位と内容を詳しく記入

単価：1回あたりの単価(※中途解約の際に、この単価を基に計算します)

回数：コースの全回数

1回あたりの施術時間

総時間数：コース全部の施術時間

料金：コースの総額

・関連商品

商品内容明細：フェイシャル用化粧品(乳液・化粧水・美容液 等)やボディ用(オイル・クリーム 等)

種類：化粧品、サプリメント、下着 等

単価：1個あたりの単価

数量：1本(100ml)、1個(50g)等 詳細を記入

料金：それぞれの料金を記入し、税込合計金額を記入します。

・お支払い方法・時期

支払方法や支払時期の予定を記入

割賦販売法の対象となる分割払いの場合は、中途解約やサロンとの間に生じている事由によって支払いを停止すること「抗弁権の接続」ができることを説明してください。

・特約事項

サービスのキャンセルについてやサロンの特約事項がある場合は記入します。

・会社名

法人の場合は必ず代表者の名前、所在地、電話番号の記入と印鑑を押します。

・サロン名

契約をしたサロン名、契約担当者を必ず記入します。



※裏面に記載されているクーリング・オフや中途解約に関してお客様に説明します。

クーリング・オフ：契約締結日から 8 日以内であれば、書面による通知で無条件に契約の解除ができます。その場合、すでに受けたサービスや関連商品もすべてクーリング・オフの対象となりますので、全額返金しなければなりません。（ただし、開封、一部もしくは全部使用したものについてはクーリング・オフの対象となりません。）

中途解約：クーリング・オフの期間が過ぎた後も、契約期限内であれば、中途解約することができます。サロンはお客様がすでに利用したサービスの相当額に加え、解約損金（上限 2 万円）を加算することができます。

中途解約の際の計算方法

契約総額－（利用済サービス相当額+解約損料）

この場合の利用済対価は契約書の施術内容に記載されている単価を基に計算します。

- ・利用済サービス相当額 入会金+1 回あたりの施術料金×利用済回数
- ・解約損料 （契約総額－利用済サービス相当額）の 10%または 2 万円のいずれか低い額。

関連商品に関する計算方法

- ・商品が引渡し前もしくは未開封で返還される場合は商品の金額
- ・商品が開封された場合、または一部もしくは全部が消費された場合は 0 円